

嘉手納町観光プロモーション事業動画・ガイドブック制作業務委託仕様書

1. 委託業務名

嘉手納町観光プロモーション事業動画・ガイドブック制作業務委託

2. 業務目的

嘉手納町（以下「本町」という。）では、令和３年度に道の駅のリニューアルや比謝川自然体験センターが建設され、観光客の受け入れのハード整備が行われたが、観光客の認知度が低く、町内の自然、史跡、商工業など魅力ある観光資源までたどり着くことが困難な現状がある。

そこで、町内の観光情報を発信し、観光資源への誘客を効果的に実施することで、域内需要の取り込みや県外観光の誘致を図るため、プロモーション動画並びにガイドブックを制作する。

3. 契約期間

契約締結日から令和８年１月３０日

4. 委託料上限額

委託費：１３，７０６，０００円

5. 業務内容

（１）動画（以下「プロモーション動画」という。）の制作（３種類）

企画、演出、出演者交渉、撮影、編集、著作権等の処理など動画制作に必要な全ての作業を実施すること。なお、制作する動画は下記３種類とすること。

- ①修学旅行（平和学習ツーリズム）にスポットを当てた動画
- ②町内の商工業にスポットを当てた動画
- ③その他本町の色を出し、本町の魅力を最大限に引き出す動画（独自に提案すること）

（２）ガイドブックの作成

表紙及び本文全般にわたる企画立案、デザイン、写真撮影、取材、原稿作成、レイアウト、編集、校正などガイドブック制作に必要な全ての作業を実施すること。なお、ガイドブックには下記内容を盛り込むこと。

- ・他の自治体にはない本町の色を出し、本町の魅力を最大限に引き出し、町内

の以下の 7 要件を含むこと。

- 1 : 史跡 2 : 自然や風景 3 : イベント 4 : 食
5 : 優良特産品 6 : 体験 7 : 施設

- ・紹介した場所に県外観光客でも容易に訪れることができるように工夫すること。
- ・インバウンドの誘致拡大に向けた情報発信（本町ホームページへの掲載や SNS 等での発信）を見据え、以下の言語に翻訳した電子データを作成すること。

- 1 : 英語 2 : 韓国語 3 : 繁体字 4 : 簡体字

（3）その他追加提案

提案者は契約金額の範囲内で独自に推薦できる提案があれば、積極的に提案すること。

6. 仕様・規格

（1）プロモーション動画

①フル版

解像度：フルHD以上
長さ：各種 3 分程度

②ダイジェスト版

プロモーション動画・フル版の要点を抑え、短く編集すること。
解像度：フルHD以上
長さ：各種 1 分以内

（2）ガイドブック

①印刷・製本

規格：A5
部数：30,000 部（日本語のみ）
紙質：マットコート 90k 同等以上
項数：32 項以上
印刷：フルカラー

②電子データの作成

- ・PDF 形式データ（低解像度、高解像度）
- ・ai 形式データ又は同等のもの（再編集可能なレイアウトデータ）

7. 業務の進め方

- (1) 具体的な撮影場所や内容については、契約締結後、本町と協議のうえ、決定する。本業務の円滑な進捗を図るため、受託者は逐次、本町担当者と協議しながら作業を進めること。
- (2) 委託者による原案の確認及び校正を受けること。受託者は、委託者による原案内容の確認及び校正を受けた後、訂正及び変更等の指示があった場合は速やかに対応すること。
- (3) 受託者は業務の着手及び完了にあたり、下記の書類を提出しなければならない。
①着手届 ②工程表 ③業務完了通知書 ④実績報告書 ⑤納品書
⑥成果物引渡書 ⑦その他協議により指示のあった事項

8. 著作権等の帰属

作製される成果物の著作権等の取り扱いは、以下に定めるところによる。ただし、第三者の著作物についてはこの限りではない。

- (1) 受託者は、成果物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を本町に譲渡するものとする。
- (2) 受託者は、本町の書面による同意を得なければ、著作権法第18条、第19条及び20条を行使することができないものとする。
- (3) 本町は著作権法第20条第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、本業務目的の範囲内において、仕様書等で指定する物件を改変し、また任意の著作権者名で任意に公表することができるものとする。
- (4) 著作権の帰属設定及び著作者人格権不行使に係る一切の費用は契約書に示す委託料に含まれるものとする。
- (5) すべての情報発信において、後の年度において本町の費用負担が発生することはないものとする。
- (6) 成果物が他者の所有権、著作権、肖像権を侵すものでないこと。
- (7) 受託者は音楽素材の使用に関して、基本的にオリジナルかフリー音源を使用するなど、著作権の問題が発生しないようにすること。著作権等の許諾が必要な場合は、手続きを受託者が遺漏なく実施すること。
- (8) 受託者は、本業務において出演者（俳優、ナレーター等）を起用する場合、肖像権等の問題が発生しないよう、権利処理等の手続きを遺漏なく実施すること。

9. 納品物・納品場所

(1) 納品物

・プロモーション動画

- ①プロモーション動画データ（フル版）（高解像度、低解像度）
- ②プロモーション動画データ（ダイジェスト版）（高解像度、低解像度）
- ③撮影データ（プロモーション動画に使用しなかった映像含む）

・ガイドブック

- ①印刷成果物 30,000 部
- ②PDF形式データ（低解像度、高解像度）
- ③ai形式データ又は同等のもの（再編集可能なレイアウトデータ）
- ④撮影した写真データ（ガイドブックに掲載しなかった写真含む）

(2) 納品場所

嘉手納町役場 産業環境課

10. 特記事項

- (1) 取材、製作に必要な一切の経費は、委託料に含むものとする。（飲食物、体験サービスの撮影、取材に関しては受託者が代金を支払うこととし、取材先に無償での提供を求めないこと。）
- (2) 本業務により収集した個人情報等の取り扱いについては、受託者側で一切の責任を負うこと。
- (3) 受託者は本業務について機密を守り、業務内容を許可なく第三者に公表、転用及び貸与してはならない。
- (4) 受託者は、業務の実施上疑義の生じた事項又は仕様書に定めのないことについては、委託者と協議の上、誠意をもって処理すること。